

第一百六十八回

参議院内閣委員会議録第四号

		平成十九年十一月二十日(火曜日)	
午前十時開会			
委員の異動			
十一月一日	辞任	平田 健二君	補欠選任
十一月五日	辞任	柳澤 光美君	石井 一君
十一月六日	辞任	櫻井 充君	補欠選任
出席者は左のとおり。			
委員長	理 事	補欠選任	
岡田 広君	松井 孝治君	○委員長(岡田広君) 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	本日の会議に付した案件
松村 有村	山根 隆治君	○委員長(岡田広君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。	部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
相原久美子君	石井 一君	○委員長(岡田広君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。	委員の異動について御報告いたします。
石井 一君	松村 有村	去る一日、平田健二君が委員を辞任され、その補欠として石井一君が選任されました。	去る一日、平田健二君が委員を辞任され、その補欠として石井一君が選任されました。
神本美恵子君	島田智哉子君	○國務大臣(泉信也君) ただいま議題となりました。	○國務大臣(泉信也君) ただいま議題となりました。
工藤堅太郎君	自見庄三郎君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
芝 芝 博一君	鴻池 祥肇君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
島田智哉子君	柳澤 光美君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
中川義雄君	北川イッセイ君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
風間 風間	鴻池 祥肇君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
慶子君	柳澤 光美君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
系数	平田 健二君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
慶子君	平田 健二君	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。	○委員長(岡田広君) ただいま議題となりました。
第一回は、組織的なけん銃等の発射又は所持の加重処罰についてあります。これは、けん銃等の発射に係る違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたとき、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われたときは、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千円以下の罰金を科すこととするものであります。	重処罰についてあります。これは、けん銃等の発射に係る違反行為が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたとき、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われたときは、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千円以下の罰金を科すこととするものであります。		
第二回は、複数のけん銃等の所持の加重処罰についてあります。これは、けん銃等を不法に所持した場合において、当該けん銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役を科すことをとするものであります。	第二回は、複数のけん銃等の所持の加重処罰についてあります。これは、けん銃等を不法に所持した場合において、当該けん銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役を科すことをとするものであります。		
第三回は、けん銃等又はけん銃実包の輸入等に関する罰則の強化についてあります。これは、けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を一千万円から三千万円に引き上げるなど、けん銃等又はけん銃実包の輸入、譲渡等に関する罰則の強化を行うこととするものであります。	第三回は、けん銃等又はけん銃実包の輸入等に関する罰則の強化についてあります。これは、けん銃等の営利目的の輸入罪の法定刑のうち懲役に併科される罰金の上限を一千万円から三千万円に引き上げるなど、けん銃等又はけん銃実包の輸入、譲渡等に関する罰則の強化を行うこととするものであります。		
第四回は、許可を受けた銃砲の発射制限違反及び刃物の携帯禁止違反に対する罰則を強化することとするものであります。	第四回は、許可を受けた銃砲の発射制限違反及び刃物の携帯禁止違反に対する罰則を強化することとするものであります。		
第五回は、銃砲の営利目的による無許可製造に関する罰則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化することとするものであります。	第五回は、銃砲の営利目的による無許可製造に関する罰則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化することとするものであります。		
この法律案は、最近における銃器を使用した犯罪の続発により、国民生活に重大な脅威が生じていること等の状況にかんがみ、けん銃を使用した凶悪犯罪等を抑止するため、暴力団によるけん銃をその内容としております。	この法律案は、最近における銃器を使用した犯罪の続発により、国民生活に重大な脅威が生じていること等の状況にかんがみ、けん銃を使用した凶悪犯罪等を抑止するため、暴力団によるけん銃をその内容としております。		
以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。	以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。		
○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。	○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。		
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。	本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。		
午前十時三分散会	午前十時三分散会		
十一月七日本委員会に左の案件が付託された。	十一月七日本委員会に左の案件が付託された。		
○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。	○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。		
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。	本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。		
十一月二日受取直すことにに関する請願(第八四〇号)	十一月二日受取直すことにに関する請願(第八四〇号)		
請願者 北海道樺戸郡新十津川町字中央三四〇ノ二 井上麗子 外八名	請願者 北海道樺戸郡新十津川町字中央三四〇ノ二 井上麗子 外八名		
第八四〇号 平成十九年十一月二日受理	第八四〇号 平成十九年十一月二日受理		
一、原子力政策を安全優先の立場で根本的に見直すことにに関する請願	一、原子力政策を安全優先の立場で根本的に見直すことにに関する請願		
請願者 北海道樺戸郡新十津川町字中央三四〇ノ二 井上麗子 外八名	請願者 北海道樺戸郡新十津川町字中央三四〇ノ二 井上麗子 外八名		
各地で運転・建設されている原子力発電所及び原子力施設のことで、いつ大事故が起きるか分からぬ。それは、相次いだ事故・トラブル隠しや不正検査事件などに対しても、国と電力会社には、根本的な反省も、再発防止への取組も全く見られないからである。日本の原発史上最悪となつた浜三号機死傷事故(二〇〇四年八月)は、検査すべき配管を運転開始以来二十八年間も放置したまま運転してきた結果起きたもので、老朽原発の危険を象徴している。国と電力会社は、地震対策、緊急時対策などをさぼる一方、六十年間の寿命延長、ブルサーマル計画の導入などを図り、これまで以上に酷使しようとしている。こうした営利優先・安全無視の運転が許されるのは、日本には独立した原子力の安全規制体制がないからである。	各地で運転・建設されている原子力発電所及び原子力施設のことで、いつ大事故が起きるか分からぬ。それは、相次いだ事故・トラブル隠しや不正検査事件などに対しても、国と電力会社には、根本的な反省も、再発防止への取組も全く見られないからである。日本の原発史上最悪となつた浜三号機死傷事故(二〇〇四年八月)は、検査すべき配管を運転開始以来二十八年間も放置したまま運転してきた結果起きたもので、老朽原発の危険を象徴している。国と電力会社は、地震対策、緊急時対策などをさぼる一方、六十年間の寿命延長、ブルサーマル計画の導入などを図り、これまで以上に酷使しようとしている。こうした営利優先・安全無視の運転が許されるのは、日本には独立した原子力の安全規制体制がないからである。		
○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。	○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。		
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。	本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。		
十一月七日本委員会に左の案件が付託された。	十一月七日本委員会に左の案件が付託された。		
○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。	○委員長(岡田広君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。		
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。	本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。		
午前十時三分散会	午前十時三分散会		

かわらず、原発推進政策を強行したり、「天然ウランのほとんどすべての利用を可能」(第三回原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画)とブルトニウム利用を進める核燃料サイクル政策を主流と位置付けてきた原子力政策がある。原子力委員会が現在進めている第十回原子力長期計画では、これらの実態を徹底して解明するとともに、原発推進政策と核燃料サイクル政策の根本的な見直しが求められる。

については、次の事項について実現を図られた一、原発推進政策とブルトニウム利用を進める核燃料サイクル政策を根本的に見直すこと。地震対策・緊急時対策などの確立、老朽原発の六年寿命延長・ブルサーマル計画・使用済燃料の中間貯蔵計画などの導入中止、老朽原発の順次廃止、原発の新增設計画の中止、安全で再生できるエネルギーの積極開発など、安全最優先の立場からの見直しを行うこと。

二、原子力の安全規制を担う組織は、原子力を推進する役所から完全に独立させること。国際的な基準に基づいて厳格な規制と総点検を行うこと。美浜三号機事故など原発・原子力施設の事故については、再発防止を優先にして、第三者機関による公正かつ徹底した原因究明と再発防止策を行うこと。

三、原子力政策は、原子力委員会が決めるのではなく、広く国民の意見を聴き、それらの意見を尊重して、国会の審議を経て決めるようにすること。

十一月十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)
第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の二項を加える。

2 前項の違反行為が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び

第三十一条の三第三項において同じ。)により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の三第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。

第二十一条の四第二項中「五百万円」「一千万円」に改める。

第二十二条の七第一項中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第三十二条の八中「百万円」を「二百万円」に改める。

第二十二条の九第一項中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第三十二条の十一第一項に次の一号を加える。

第二十二条の九第一項中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第三十二条の十一第一項に次の二号を加える。

第二十二条の九第一項中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

四 第十条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反してけん銃等又は獣銃を発射した者

第三十二条の十五中「懲役」の下に「又は三年号」とし、第四号の次に次の一号を加える。

第三十二条の二第二項中「一千万円」を「三千万円」に改める。

第三十二条の三第一項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、当該けん銃等の数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

第三十二条の三に次の二項を加える。

2 第十一条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反してけん銃等又は獣銃を発射した者

第三十二条の十五中「懲役」の下に「又は三年号」とし、第四号の次に次の一号を加える。

第三十二条の二第二項中「一千万円」を「三千万円」に改める。

第三十二条の三第一項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、当該けん銃等の数が二

以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

第三十二条の三に次の二項を加える。

2 第十一条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して銃砲を

発射した者

第三十二条の十八第二号中「又は第二項」を削り、同条に次の二号を加える。

十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百
万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十五条中「第三十一条第二項若しくは第三十一条の二から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「罰する外」を「罰するほかに、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十一条第一項又は第三項(同条第一項に係る部分に限る) 千万円以下の罰金

刑

二 第三十一条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る)又は第三十一条の二から前条まで 各本条の罰金刑

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)の施行の日又はこの法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)別表第二十九号の規定の適用については、同号中「若しくは第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)とあるのは、「第三十一条の二銃砲弾の無許可製造)若しくは第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」とす

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二十七号中「第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)を「第三十一条の三第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第五号中「又は第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)を「第三十一条の二(銃砲弾の無許可製造又は第三十一条の三第一号銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」に改める。

平成十九年十一月二十六日印刷

平成十九年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A